

(保育課関係)

1. 待機児童ゼロ作戦の推進について

都市部を中心に待機児童の解消や多様な保育需要への対応など、地域の実情に応じた対応が求められているところであるが、国においても、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月6日閣議決定。以下「閣議決定」という。)等に基づき、「待機児童ゼロ作戦」を進めることとしている。

このことについては、「待機児童ゼロ作戦の推進について」(平成13年9月6日雇児保第35号通知。)により各般の施策についてとりまとめ、更に昨年末の全国児童福祉主管課長会議等を通じて、その考え方等を説明しているが、改めて待機児童の解消や多様な保育需要への対応について特段のご配慮を願いたい。

(1) 待機児童ゼロ作戦・新エンゼルプラン推進のための予算措置について

① 待機児童ゼロ作戦推進のための予算措置について

ア 保育所運営費について

平成14年度予算案においては、待機児童ゼロ作戦を推進するため、保育所受入れ児童数を4.8万人増加させる予算計上を行っている。

また、運営費の計上に当たっては、保育士の格付け見直しの最終年分等を織り込んでいるところである。

イ 保育所の整備について

保育所の整備については、平成13年度第1次補正予算、第2次補正予算及び平成14年度予算案において、保育所受入れ児童数の増大を図るための十分な予算枠を確保しているところであり、待機児童解消に向けた保育所の創設、増築、分園の設置等を図るほか、新エンゼルプランに基づく多機能保育所の整備等、保育所整備について積極的な対応を図られたい。

平成13年度第1次補正予算	109.5億円
平成13年度第2次補正予算	100.1億円
平成14年度予算案	155.8億円
※社会福祉施設等施設整備費において保育所緊急整備として計上された金額	

ウ 待機児童解消のための新たな取組等について

平成14年度予算案においては、待機児童解消に向けた新たな取組等として、送迎保育ステーション事業、駅前保育サービス提供施設等設置促進事業及び認可化移行促進事業の創設、家庭的保育事業の促進を行うこととしているので、積極的な取組を図られたい。

エ 保育施策推進のための協議会の開催について

平成14年度予算案の構造改革特別枠の一つとして、都道府県、市町村、保育所経営者、保育士等を対象とした、

- ・市町村における先進的な保育施策の取組事例の発表、国による行政説明
- ・第三者評価の普及啓発のためのシンポジウム
- ・改正児童福祉法に基づく新しい保育士の在り方を普及啓発するための研修会

を東京、大阪、松山、福井、広島等で開催することを予定しているので、参加者のご配慮などよろしくお願いしたい。

② 新エンゼルプラン推進のための予算措置について

新エンゼルプラン関連経費についても、低年齢児受入れの拡大を図るほか、延長保育や休日保育、一時保育等の前倒し的実施を図るなどの予算計上を行っているところである。各地方公共団体においても、それぞれの地域のニーズを的確に把握し、計画的にサービス提供体制の整備に努め、地域の需要に応えることができるよう保育施策を推進されたい。

	13年度予算	14年度予算案	16年度目標値
低年齢児受入れ	61.8万人	64.4万人	68万人
延長保育	9,000か所	10,000か所	10,000か所
休日保育	200か所	450か所	300か所
乳幼児健康支援 一時預かり事業	275市町村	350市町村	500市町村
多機能保育所等 の整備	298か所 (12'補正 88か所)	268か所 13'1次補正 83か所 13'2次補正 76か所 累計1,206か所	累計 2,000か所
地域子育て支援 センター	2,100か所	2,400か所	3,000か所
一時保育	2,500か所	3,500か所	3,000か所

(2) 保育所入所待機児童調査について

保育所入所待機児童調査については、閣議決定において、具体的目標・施策が決定したことや、昨年4月に行った、待機児童の多い市区からのヒアリング結果を踏まえ、定義の一部を見直したところである。

このことにより、各市町村における待機児童解消への取組が調査に明確に反映でき、また、各市町村において、より実態を踏まえた保育サービスの計画的拡大を図ることが可能になると考えている。

なお、定義の改正後においても、保育所入所手続きにあたっては、保護者の保育所選択への対応が損なわれることのないよう、次の点に配慮されるようお願いする。

- ① 地方公共団体における単独保育施策で保育されている児童についても、保育所入所希望がある場合には、保護者のニーズをできる限り反映できるよう保育所の整備等に努める必要があること。
- ② 他に入所可能な保育所があるにも関わらず私的な理由により待機している児童がいる場合には、どのような理由で他の保育所に入所しないのかについて把握を行うとともに、特別保育の推進や保護者に対する情報提供など、利用しやすい保育所づくりについて引き続き努める必要があること。

また、昨年12月に開催した全国児童福祉主管課長会議の資料に掲載した待機児童の定義案（101頁）で、立地条件が登園するのに無理がない保育所の例示として「自宅から2キロ程度」としていたものについては、それぞれの地域の事情等を考慮し、「通常の交通手段により、自宅から20～30分未満」に見直した上で通知していることを念のため申し添える。

＜参考＞

「保育所入所待機児童数調査の依頼について」の一部改正（抄）

（平成14年1月31日雇児保発第0131001号）
（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）

（注3）付近に保育所がない等やむを得ない事由により、保育所以外の場で適切な保護を行うために、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・保育ママ等）を実施している場合には、その単独保育施策で保育されている児童は、本調査の待機児童数に

は含めないこと。

(注7) 他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には、待機児童数には含めないこと。

※他に入所可能な保育所とは、

- ・開所時間が保護者の需要に応えている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)
- ・立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20~30分未満で登園が可能など)

(3) 待機児童ゼロ作戦の推進に向けたヒアリング等の実施について

待機児童ゼロ作戦等を計画的に推進していくためには、国、地方公共団体双方における取組が必要であることから、平成14年4月に待機児童ゼロ作戦の推進に向けたヒアリングの実施を予定している。

ヒアリングにおいては、平成13年4月に待機児童が100人以上いた49市区について、待機児童解消に向けた今後の方針、潜在的保育需要の見込、待機児童の居場所等について伺うこととしている。なお、平成13年4月に待機児童が50人以上100人未満いた49市区町村についても同様の調査票に記入していただくことを予定している。

準備・手続きについては、既にお知らせしているが、ヒアリング及び調査の対象となる地方公共団体にはご協力を願いする。

また、平成13年4月に実施した待機児童解消計画に係るヒアリングの結果では、11年度に策定した計画を上回る入所児童数の実績があったものの、保育需要の著しい増加により、待機児童解消計画における計画値までの解消を達成できない状況であった。このように、近年、潜在的保育需要が顕在化しつつあり、保育サービスの供給を増やしても待機児童が解消しないという状況が多く見られることから、ヒアリング等の対象となっていない地方公共団体においても、今後の計画を策定する際には、潜在的保育需要の状況も踏まえた対応をお願いする。

(4) 保育所の整備について

① 平成14年度における保育所の整備については、待機児童ゼロ作戦の推進による待機児童解消を図るために保育所の創設、増築、分園等の整備を進めるとともに、新エンゼルプランに基づく多機能保育所等の整備を進めることとし、平成13年度第2次補正予算における社会福祉施設

等施設整備費貸付金及び平成14年度予算案における社会福祉施設等施設整備負担（補助）金により一体的な執行を図り、各都道府県市からの整備要望に応えることとしているので、新たな計画が生じる場合は事前にご相談願いたい。

なお、社会福祉施設等施設整備費貸付金に係る事務手続については、国庫負担（補助）金とは異なるので、申請手続き等につき十分ご留意願いたい。

② 保育所の整備に当たっては、既存の社会資源の有効活用を図ることも重要である。特に公立学校の余裕教室等の保育所又は保育所分園への転用については、余裕教室活用促進事業の活用があるので、引き続き、各地方公共団体において、保育担当部局が中心となり、教育委員会や教育関係者等との間で十分な連携を図り、その設置促進が図られるよう努められたい。（参考：「余裕教室は夢のスペース」（学校の余裕教室がすてきな保育所に）<http://www.i-kosodate.net/special/index.html>）

また、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。

（参考：「木のぬくもりを保育所に」<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>）

③ なお、平成13年度の施設整備に当たり、整備計画が不十分のため内容の見直しや、事務手続きの誤認があったもののほか、仮設物の建築資材にシックハウスの化学原因物質が含まれていたなどの問題も報告されたところである。また、過去においては、アスベスト除去工事における問題も発生しているので、保育所の設置計画や建設に当たっては、十分な配慮をお願いしたい。

（5）多様な保育需要への対応について

平成14年度予算案において、待機児童ゼロ作戦の推進に必要な経費を計上しているところである。また、新エンゼルプランについても、近年の実施状況を踏まえ、16年度目標値を前倒しして計上しているところであり、引き続き積極的な取り組みをお願いする。

平成14年度予算案の主な内容については、以下のとおりである。

① 待機児童ゼロ作戦関係

ア. 送迎保育ステーション試行事業（新規）

駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを整備し、保

育所への送迎サービスを実施する。送迎先の保育所の閉所後は、当該施設において集合型延長保育を行う。(実施要綱案188頁)

- ・対象か所数 50か所
- ・1か所当たり(年額) @1,345万円

イ. 駅前保育サービス提供施設等設置促進事業の創設(新規)

駅前等の利便性の高い場所に、保育所、保育所分園、送迎保育ステーション、地域子育て支援センター等の保育サービス提供施設を整備する場合、必要な準備経費を助成する。(実施要綱案190頁)

- ・対象か所数 30か所
- ・1か所当たり @600万円

② 新エンゼルプラン関係

(平成13年度) (平成14年度予算案)

- ア. 延長保育の推進 9,000か所 → 10,000か所
 - ・7時間延長の創設
 - ・3～5人区分の創設(2時間以上)
- イ. 休日保育の実施 200か所 → 450か所
- ウ. 地域子育て支援センター事業の推進

(平成13年度) (平成14年度予算案)

2,100か所 → 2,400か所

- エ. 一時保育の推進 2,500か所 → 3,500か所
 - ・利用児童数に応じた件数払い方式へ移行

1件当たり@1,800円(上限額 年額540万円)

(6) 緊急地域雇用創出特別交付金について

平成13年度補正予算において、緊急地域雇用創出特別交付金が計上され、保育分野についても実施要綱の推奨事業例に「地域の保育士、教職員経験者、子育て経験者を活用して、保育所・親子が集まる場における子育て支援サービス、幼稚園の預かり保育の提供促進を図る事業」として掲られているところである。

本交付金は、基金を造成して平成16年度末まで運用できるとされており、平成14年度以降においても、交付金の趣旨を踏まえつつ、地域における保育需要等に対する創意工夫ある活用についてお願いする。

なお、本交付金で新規雇用する労働者の雇用・就労期間は、6か月未満とされているが、児童との対人関係の中で継続的にサービスを提供する業務を受け持つ者については1回に限り更新ができることとされていることを念のため申し添える。

2. 児童福祉法の改正について

(1) 改正法施行のスケジュール(予定)

*変動の可能性あり

	認可外保育施設	保育士
	国の業務等	自治体の業務
	国の業務等	自治体の業務
11月	法律公布	
12	全国主管課長会議 (保育士と共に)	
1		
2		
3	全国主管課長会議 省令、指導監督基準 パンフレットコメント 全国担当者会議	政省令等パンフレットコメント
H14 4月		
5	施行日政令、省令公布 指導監督基準等策定 パンフレット例、自治体へ配布	パンフレット作成 作成費は国負担を検討中
6		
7		
8		
9		
10	法施行	周知 (国からも周知) 届出・公表制開始
11		手数料 登録実施 に係る情報提供
12		
1		
2		
3	全国主管課長、担当者会議	登録手数料条例、予算成立 登録実施体制の整備完了 登録パンフレットを作成 作成費は国負担を検討中
H15 4月		
6		
8		
10		既取得者登録受付開始 手数料等に係る情報提供 法施行(11月頃)
12		既取得者は施行後3年 以内に要登録
2	全国主管課長、担当者会議	既取得者への登録証交付開始 試験機関を指定 試験手数料条例、予算提案 試験規程、事業計画等を認可 新規取得者の登録受付、交付開始
H16 4月		
6		
8		
10		
12		
2	全国主管課長、担当者会議	改正法による試験実施 (指定機関による試験実施)

(2) 認可外保育施設について

① 政省令の施行について

認可外保育施設については、今回の法改正により、従来の指導監督に加え、都道府県知事への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、保育内容等の掲示、利用者への説明、利用者への書面交付が義務付けられるほか、都道府県知事は定期報告により得た情報その他児童の福祉のために必要と思われる情報を公表していくことになっている（以下、これらの新しく追加された義務等を総称して「届出制」という。）。

届出制の対象となる施設の範囲や届出事項等については、省令に委任されている。省令案（資料3）については、パブリックコメントにかけているところである（詳細は送付済み）。頂いた意見等を踏まえた上で、5月中には公布する予定である。

また、認可外部分の施行日は政令で定めることとされており、政令についても5月中には公布する予定であるが、施行日としては本年10月1日を予定しているところである。

地方自治体に於かれても、実施に向けて広報等必要な準備をお願いしたい。

② 省令案について

ア 届出制の対象施設の範囲

法第59条の指導監督が全ての認可外保育施設を対象としている一方、届出制は「少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるもの」を対象から除外している。対象外施設についての省令案の考え方は次のとおりである。

(ア)小規模施設

地域の預かり合いと区別がつかないことや、行政側や事業所側の負担を勘案して、5人以下の小規模施設については届出制の対象外としている。

(イ)事業所内保育施設

設置者である事業所側と利用者である労働者側との間に安定的な関係が想定されることから、届出制の対象外としている。ただし、労働者の乳幼児以外の乳幼児を5人を超えて預かる施設については、通常の認可外保育施設としての機能を併せて有していることから、届出制の対象としている。

(ウ)事業主が顧客のために設置する施設

事業主が顧客のために設置する施設については、短時間の預かりに

なることや保護者が乳幼児の近くにいることが想定されることから、届出制の対象外としている。デパート、遊園地、自動車教習所等の保育施設について、これに該当する場合があると考えている。ただし、顧客の乳幼児以外の乳幼児を5人を超えて預かる施設については、通常の認可外保育施設としての機能を併せて有していることから、届出制の対象としている。

(エ)親族間の預かり合い

親族間の預かり合いについては、保育する側と保育される側との間に安定的な関係が想定されることから、届出制の対象外としている。

(オ)臨時に設置される施設

届出制は、認可外保育施設の把握だけでなく、認可外保育施設に関する情報を公表することで、利用者による施設の取扱選択を通して、悪質な認可外保育施設の排除を図るという趣旨があり、その前提として継続的に設置運営される施設が想定されていることから、臨時に設置される施設については届出制の対象外としている。

(カ)幼稚園併設施設

幼稚園を設置する者が当該幼稚園に併設する施設については、教育関係部局による把握等が行われることから、届出制の対象外としている。なお、この点については文部科学省より通知する予定である。

・都道府県条例による特例

認可外保育施設の状況は各地方によって様々であることから、条例で定めることにより、5人以下の施設についても届出制の対象とすることができるとしている。

イ 届出事項等

設置届出事項、変更届出事項、定期報告事項、掲示事項、書面交付事項については、法律で定められている事項の他、省令で定めることとなっている。省令案の考え方は次のとおりである。

- ・設置届出は、施設把握の端緒となるものであるため、施設把握のための基本的な事項としている。
- ・変更届出は、定期報告により施設の現状が年に一度は確認できることから、施設の名称や所在地など常に現状を把握しておくべき事項としている。
- ・掲示は、保護者が認可外保育施設を利用するかどうかの判断の端緒となると考えられることから、基本的な事項でかつ、保護者が保育の質を判断するために必要な事項としている。
- ・書面交付は、交付した書面が契約書としての役割を果たすことを想

定していることから、契約として必要な事項としている。また他にも、利用者にとって有用な情報を記載することとしている。

- ・定期報告は、施設の状況把握に必要な事項としている。

公表事項については、省令で定めることとはされていないが、施行通知や指導監督指針の中で公表例や公表の際の注意点を示すこととしている。

届出制は、設置届出により施設を的確に把握することのみでなく、届出等により得た情報を都道府県知事が広く住民に公表していくことにより、利用者による悪質な施設の排除を狙っているものであり、制度が有効に機能するためには公表部が適切に行われることが必要である。

届出制が、単にいわゆる「お墨付き」を与える形とならないよう市町村と連携しつつ十分な配慮をお願いしたい。

ウ その他

法施行前に既に設置されている施設については法施行後1月以内に設置届出をすることとされているところであるが、法施行前に既に届出事項について都道府県に届け出ている施設については、改めて届出を行わなくてもよいという経過措置を置く予定である。

(3) 保育士について

① 政省令の施行について

改正児童福祉法に基づく保育士に係る政省令案については、パブリック・コメントを行っている（概要是次の通りで、詳細は送付済み）。また、登録証の交付・書換交付・再交付に係る標準手数料に係る政令を含め、5月中には公布する予定である。

保育士に係る政省令に規定する主な事項（案） (3月よりパブリック・コメントを行い、5月に公布予定)

1. 施行日

- 平成 15 年 11 月 30 日

※ 改正法附則に基づき、登録申請書・手数料の受理は、施行日前の平成 15 年 4 月からの予定。

2. 登録事項

- 氏名
 - 生年月日
 - 本籍地の都道府県名（日本国籍を有しない者は、その国籍）
 - 保育士養成施設卒業 or 保育士試験合格の別、卒業年 or 合格年
 - 登録番号、登録年月日
- } 法律で既に規定

3. 申請時の添付書類

- 保育士養成施設卒業証明書 or 試験合格通知書
- 住民票、戸籍抄本等の添付は不要。

4. 既取得者に係る経過措置

- 保育士登録証の交付を受けなくても、平成 18 年 11 月までの 3 年間は、最低基準の適用上は保育士とみなす。

※ 名称独占等に係る罰則についても、同様に 3 年間は適用を猶予（法律で既に規定）。

その他、登録申請先（養成施設卒業者は申請時の住所地の都道府県、試験合格者は合格地の都道府県）・手続、指定試験機関の指定要件・手續等を規定。

② 登録について

- ア 登録制度が規定された意義、法的効果の周知
今般、改正児童福祉法に基づき保育士は、
- ・業務として、保育に加えて保護者への保育指導を行うこと
 - ・保育相談、助言等を行うための資質向上に係る努力義務
 - ・名称独占化
 - ・守秘義務や名誉失墜行為の禁止及び違反者に対する資格取消・停止等が規定された国家資格となった。

これらが規定されたことに伴い、行政処分としての登録を通じた資格付与、有資格者名簿の公的な管理が必要となったことから、他の専門資格と同様、登録制度が設けられたところである。

このように、保育士資格に登録制度が設けられた意義、法的効果について十分に理解を得るように周知に努められたい。

イ 登録制度の円滑な施行に向けた準備

(ア)国における準備

登録制度の円滑な施行に向け、国として、平成15年1月以降、都道府県に対し、保育士資格を既に取得した者向けのパンフレットの雛形（実際に配布するパンフレットは都道府県が作成し、作成費は国が負担することを検討中）を配布する予定である。

また、保育団体及び児童福祉施設団体、保育士養成施設団体に対して協力依頼を行っており、今後、国主催の研修会を各地で開催したり、各種機関誌への掲載を依頼するなどして周知を図る予定である。

(イ)都道府県における準備

保育士資格を既に取得した者、とりわけ児童福祉施設従事者への新制度のパンフレットや申請書等の適切な配布方法については、都道府県毎に異なる事情があると考えられるので、各都道府県において、平成14年度後半以降、関係団体とも調整されるとともに、平成15年4月以降登録申請がスタートできるよう準備体制の整備をお願いしたい。

なお、昨年末の全国児童福祉主管課長会議以降の保育団体、保育士養成施設団体等の間での調整により、その連携・協力の下で、登録の事務処理を受託できる機関として、登録事務処理センター（仮称）（事務取扱機関：社会福祉法人日本保育協会）

が設けられるよう準備が進められているところである。

③ 保育士養成課程、保育士試験について

ア 保育士養成課程及び保育士試験の科目等の改正

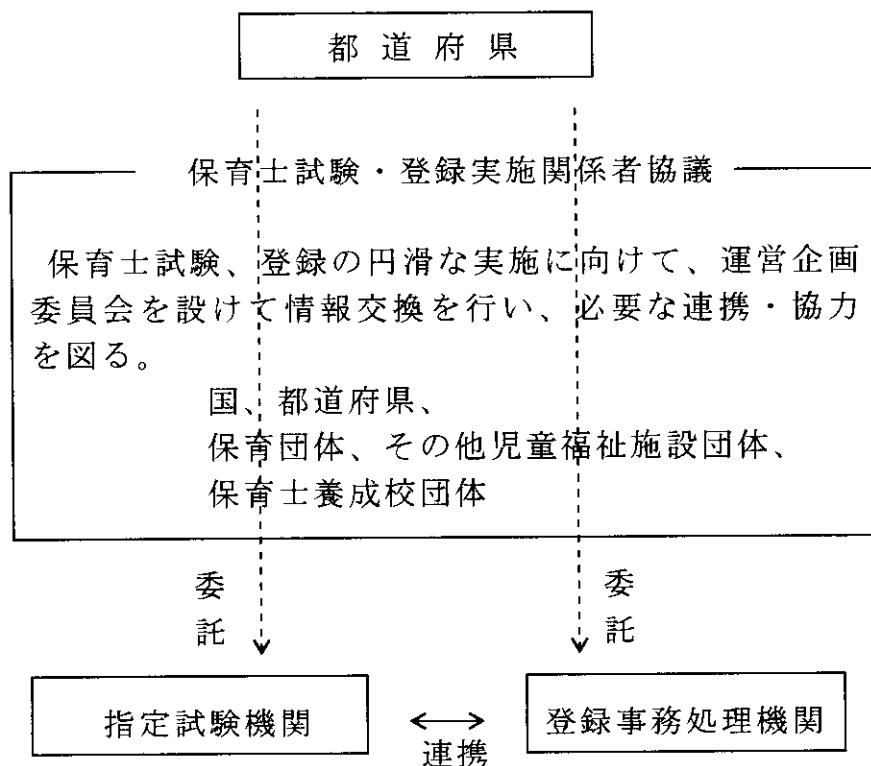
保育士養成課程及び保育士試験の科目等については、既に告示等が改正され、平成14年度から施行されることとなっている。都道府県の行う保育士試験について、実施要領、募集要領の改正作業等を順次進められたい。

イ 指定試験機関制の円滑な施行に向けた準備

都道府県は平成16年度から保育士試験事務を指定試験機関に委託することができることとされたことから、平成15年度以降、平成16年度から指定試験機関制度を活用しようとする都道府県に対して必要な情報提供を行うことを考えているので、委託するか否か検討されたい。

なお、都道府県の指定を受け、試験事務を受託できる機関として社団法人全国保育士養成協議会において、必要な準備が進められているところである。

図．保育士試験・登録事務の体制



(4) 公設民営方式について

改正児童福祉法において、待機児童を抱える市町村は公有施設等を活用して保育所整備を進めることが規定され、国・都道府県はその取組を支援することとされた。これを受け、次のとおり、国として具体的な財政的支援、情報提供等による支援を講じ、また講じることとしている。

① 補助方式等の拡充による財政支援

学校の余裕教室を保育所へ転用して、貸与・業務委託する場合については、施設整備費に係る国の定額補助（3000万円）等がある他、財産処分手続及び財産処分に伴う補助金返還について一部緩和されるなど財政、手続の両面で支援策が講じられているところである。

今般、法改正の趣旨を踏まえ、平成13年度一次補正予算以降、貸与目的での地方公共団体による保育所整備、PFI方式による保育所整備について国庫補助対象に追加したところである。また、社会福祉法人等への貸与目的での地方公共団体による保育所整備、公有地取得について、起債対象にも追加されたところである。（13年12月17日総財調第50号、総財地第307号総務省自治財政局地方債課長、調整課長通知）

② 情報提供による支援

昨年12月の全国児童福祉主管課長会議において、保育所の設置運営に当たって公有財産を活用する場合の補助金適正化法、地方自治法上の手続に係るQ&Aをお示ししたところであるが、3月末に「公有財産を活用した保育所設置事例集－学校の余裕教室をはじめとした12の事例－（仮称）」、「同資料集」を文部科学省等の協力を得て作成し、全国の都道府県、市町村に配布することを予定している。

<事例>

小中学校の余裕教室（練馬区、世田谷区、墨田区、豊中市）

行政庁舎の空きスペース（船橋市）

勤労者向け福利厚生施設の空きスペース（大和郡山市）

シニア住宅等との合築（相模原市） 等

3. 保育所の規制緩和について

増大する保育需要に対応するため、必要な規制緩和措置を講じているところであるが、各地方公共団体においては、地域の事情を勘案した対応を引き続きお願いしたい。

- ・定員の弾力化

4月は定員+15%まで、5月以降は定員+25%まで受入許容

10月以降は定員と関わりなく受入許容

※保育士数や部屋面積等の基準内で

- ・設置主体制限の撤廃

12年3月～13年9月 株式・有限会社立10件等合計34件

- ・賃貸方式の許容

12年3月～13年9月 土地貸与28件、建物貸与23件

- ・保育所分園方式の導入

保育所分園 10年4月～13年9月 109件

- ・保育所最低定員を30人から20人に引下げ

20人～30人の保育所 12年3月～13年9月 19件

- ・公設民営方式の促進

公有施設を用いた公設民営方式促進のため、公立保育所の運営委託先制限を撤廃、13年補正から施設整備に係る国庫補助対象を拡充

公設民営保育所 12年度19件（累計約360件）

- ・待機児童の多い地域における設備基準の弾力化

園庭、0・1歳児の1人当たりの部屋面積の扱いを明確化

また、総合規制改革会議第一次答申等を踏まえつつ待機児童の解消等を目的としたさらなる規制緩和措置の実施を検討している。

なお、規制緩和を行いつつも、児童福祉施設最低基準や保育所保育指針の遵守はその前提であり、指導監督等の際には、ご留意いただくようお願いする。

4 認可外保育施設対策について

(1) 認可外保育施設の問題について

認可外保育施設の問題、とりわけベビーホテルの問題は単に認可外保育施設に対する指導監督だけの問題でなく、認可保育所の整備状況や延長保育、夜間保育等の多様な保育サービスの提供と大きくかかわる問題と考えられることから、地域の保育需要について適切な把握に努め、その需要に応じた保育施策の推進に努めることが不可欠であると考えているので、新エンゼルプランや待機児童ゼロ作戦に基づいた保育サービスの提供に努められたい。

なお、昨年3月の設置主体制限の撤廃等を受け、13年9月30日までに61か所の認可外保育施設が認可保育所に転換しているところであり、平成14年度予算案においては、良質な認可外保育施設が認可保育所に移行するための必要な支援を行う認可化移行促進事業（実施要綱案192頁）を盛り込んだところであり、積極的な対応をお願いしたい。

(2) 指導監督の徹底について

ベビーホテルなどの認可外保育施設については、立入調査等により指導監督を行い、特に悪質な施設については厳正対処をお願いしているところであるが、認可外保育施設の届出制の導入等指導監督の強化を目的とした児童福祉法の一部を改正する法律が平成14年10月を目途に施行されること等に伴い、具体的な指導監督の手順及び留意点等を定める

「認可外保育施設の指導監督について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知。以下「指導監督通知」という。）についても改正を予定しており、現在、パブリックコメントをかけているところである。通知については、パブリックコメントによる意見等を踏まえた上で発出を予定している。本通知等に基づき、児童に対する適切な保育、安全や衛生の確保を期するために、設備面のみならず、待遇面についても引き続き指導監督をお願いする。

(3) 平成14年度予算案における認可外保育施設の問題への対応

(1) に掲げた「認可化移行促進事業」だけでなく、次の点についての対応等にも配慮願いたい。

① 認可外保育施設の衛生・安全対策

放課後児童等衛生・安全対策事業において、認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を行った市町村に対し助成する事業を平成

14年度予算案に新たに盛り込んでいる。

② 認可外保育施設等の保育従事者に対する研修

保育従事者に対する研修については、既に財団法人こども未来財団を通じて助成しているところであるが、更に、十分な回数分の経費を計上しているので、未実施の場合は実施、実施済みの場合であっても必要な回数の実施など積極的な取組をお願いする。

なお、研修については、施設への参加の積極的な呼びかけ、参加者が参加しやすい日に設定するなどのご配慮をお願いしたい。

③ 認可外保育施設利用者に対する認可保育所による相談援助、発達チェック

保育所を地域に開放し、児童の発達チェック、親への相談、助言などをできるようにするため、平成13年度より「保育所体験特別事業」を実施しているが、引き続きの実施に配慮願いたい。

5. 児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

(1) 事業の実施について

児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準、評価の方法、評価結果の公表等については、「児童福祉施設等評価基準検討委員会」において、最終報告の取りまとめの参考とするため、厚生労働省のホームページを通じて広く意見を募集しているところであり、平成13年度中を目処に最終報告を取りまとめ、平成14年度からは、この報告書等を踏まえ、第三者評価事業の実施を推進することとしている。

第三者評価事業は、社会福祉法第78条第1項に福祉サービスの質の評価に係る努力義務が規定されたことを踏まえ、事業者自らがサービスの質の向上のため、第三者評価機関を選んで受審するという自主的な取組であり、基本的には、多様な第三者評価機関が創意工夫により事業を進めるべきものであるが、児童福祉施設における第三者評価を公正かつ適切に実施するためには、児童福祉施設の特性を十分に踏まえる必要があることから、検討委員会の報告を踏まえ、児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価の実施に係るガイドラインを通知する予定であり、これに即した実施を図っていくこととしている。

また、この一方で、事業の実施を図りながら、評価調査の方法、評価の決定方法、評価調査者の養成等について引き続き調査研究を行い、事業の検証を行うことも必要である。

このため、厚生労働省も協力しながら、社団法人全国保育士養成協議会において、平成14年度から保育所、児童養護施設、母子生活支援施設及び乳児院を対象として、第三者評価事業を実施するとともに、これを通じて、評価の方法等について調査研究を行うこととしているところである。

(2) 普及啓発について

第三者評価事業は、新たな取組であることから、国や都道府県等においては、制度の趣旨等について、事業者、利用者などに十分に周知を図る必要があり、国においては、この一環として、1月28日（大阪）及び2月4日（東京）に「児童福祉施設等評価基準検討委員会公開シンポジウム」を行い、厚生労働省及び東京都・大阪府・滋賀県の各都府県における第三者評価の検討状況を説明するとともに、検討委員会委員、学識経験者、事業者及び厚生労働省のシンポジストにより、保育所の第三者評価について意見交換を行ったところである。

主な意見としては、